



4A16
YTH0002

表

講座名		令和2年 行政司法		年 月 日	
試験科目・回	試験地・クラス	受験番号		フリガナ	
				氏名	

答案用紙 1

頁

読者のための
900



第1 設問 (1)

1. 事件計画の変更及びその申立ては特許法第10条(行政事件訴訟法(以下「行政訴訟」といふ))第3条1項の対象とすべきである。同条の「知事」の意味が問題となる。

2. 知事とは、公権力の主体たる国又は地方公共団体の行う行為のうち、その行為により、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものが法律上認められているものという。
足載、完壁です!!

(1) 事件計画が「知事」に依りて行われる。

← 読者にのべています。

ア、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

イ、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

エ、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。
内容を示せるので良いです。

オ、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

カ、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

キ、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

ク、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

コ、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

サ、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

シ、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

ス、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

セ、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

ソ、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

タ、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

チ、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

リ、事件計画は単なる行政計画であり、不特定多数の国民に対し一般的な法的効力を及ぼすものではない。直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものではない。

伊藤 塾

CamScannerでスキャン

CamScannerでスキャン

また、また、PT有権者が移転しない等の不利益が与えられる。

このように、事件計画は、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

1. 上記、上記の事件計画は、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

この事件計画の変更時、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

2. 上記、上記の事件計画は、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

1. 上記、上記の事件計画は、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

(2) 上記、上記の事件計画は、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

ア 上記、上記の事件計画は、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

イ 上記、上記の事件計画は、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

1. 上記、上記の事件計画は、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

2. 上記、上記の事件計画は、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

3. 上記、上記の事件計画は、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

「申請」に当たり、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

2. 上記、上記の事件計画は、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

第2 問題 1 (2)

1. 上記、上記の事件計画は、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

2. 上記、上記の事件計画は、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

3. 上記、上記の事件計画は、国に権利移転を形成し、その範囲を確定
するに必要十分なものであると認められる。

伊藤 塾

行政法272の2が考慮され(行政法3条5項)

行政事件の充足性

行政庁、行政行為の申出が行政法2条3号の「法令」に基づき申出、これにより
行政庁が行政行為の申出が行政法2条3号の「法令」に基づき申出、これにより
行政庁が行政行為の申出が行政法2条3号の「法令」に基づき申出、これにより
行政庁が行政行為の申出が行政法2条3号の「法令」に基づき申出、これにより

本条訴訟事件

本条訴訟事件として、行政法3条5項の「相当の期間」が事件の系を区別しているから、

本条が「行政行為の申出」が行政法2条3号の「法令」に基づき申出、これにより

この点「相当の期間」は行政行為の申出に通常必要とする期間をいうべきである。

本条は、農用地区域から除外した農用地の権利関係の争訟を公衆に開く。

Xは、令和元年5月8日、10日に事件の申出をした。現在も令和2年5月
中旬に1年を経過しているにもかかわらず、Xは通知を受けていない。

現在、Xは同日までに3年以内にこの申出をした他の農地を所有するに及び、
令和2年4月中旬に通知がなされた。

通知の遅延は行政法272の2が考慮され

以上のように、Xの申出が「相当の期間」を経過したと認め、現に
3年以内に通知がなされた「相当の期間」が経過したと認め、現に
3年以内に通知がなされた「相当の期間」が経過したと認め、現に

よって、本条訴訟事件も「相当の期間」を経過したと認め、現に

3 3312

Xは、農地法13条第2項第3号を満したと認め、現に

3年以内に通知がなされた「相当の期間」が経過したと認め、現に

その裁量権の行使に違反したと認め、現に

採点定評と
確信!!

直法に なる。

1-1 X市の裁量権が認められるか。

これが行われる判断の結果及び過程に、重要な事実の基礎となるか又は
社会生活上著しく相当性を欠く場合に裁量権の逸脱・濫用があると考えられる。

(1) B市に裁量権が認められるか。

裁、農振法第10条3項が「必要の限度」という抽象的・不確切な文言を用いて
いふところ、13条1項が「経済事情の変動その他情勢の推移」という不確切な言
えを用いており、二つとも、政策的・専門的判断を考慮事情に入れていふところ、
行政裁量 B市に裁量権が認められる。

(2) これは、B市の裁量権の行使に著しい逸脱・濫用があるか。

事件事実は農地の買収に際して禁止区域に属するものであること、

事件農地は高台にあり、事件事実によらず農地の生産性が向上
するとは考えにくいこと、目的が正当なものである。

したがって、B市は裁量権の行使において事件農地が高台に
あるという事情を考慮した点に裁量権の逸脱・濫用が
認められる(考慮不周)。
2. 次にX市では、農振法施行令第9条の表2の第1号の期間を一律に
適用した点に違法性が認められると主張が考えられる。

ア 事件は同条の基準に従って行われていること、同年は、同条の基準は不明
確な解釈の基準であり、法規ではない。そこで、直法は基準に従って行
われている場合でも、これを適用するかどうかは中立的な事情が認め
られる場合には、かかる場合も裁量権の逸脱・濫用として違法性はないと解される。

伊藤 勤

4

試験科目・回	試験地・クラス	受 験 番 号					フリガナ	
							氏 名	

五月氏午頁

1 市令において、土地改良事業の関与に農用地区域から1条外を利根
 川に引取法、越前、国には、農用地の災害を防止すること、(施行規
 則4条13条13)に及ぶ

① ② ③ ④ ⑤ "本件敷地は、 X が"長男のために"医院を建築する予定であり、
 農用地として使用する予定は無い。"と、本件敷地が"高台に位置し、
 災害に"おき"被害を受け"ない"と、"かんが"えて、本件敷地は"8年
 という期間制限を適用"しない"と、"上記目的"を害しない。

よ おて、耕作農地にはおける其期間中に於て一律に適用するに依り
上述の如き考慮を及ぼすに依り、穀量増進の政策に於ては
それ、^{上記の如く} ~~其~~ 主張を述べておる。

1-1-1

- ① 全体構成に誘導にのり、2. 構成できたら、し、内容をきいてみる。
- ② やや分量と要点割合が一致しない感じでもりよければ、設問3に時間を割き、しかり書き、2いふ点に素直にひびく。(多くの受験生は、時間配分ミスで、もしもきいてない太が~~きいてる~~のひかなり差をつけたいです！)